# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	住民基本台帳関連事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小矢部市は、住民基本台帳関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

富山県小矢部市長

### 公表日

令和4年3月10日

#### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	<b>青報ファイルを取り扱う事務</b>					
①事務の名称	住民基本台帳関連事務					
②事務の概要	小矢部市では、住民基本台帳法に基づき、小矢部市の住民の居住関係の公証を行うために、住民基本台帳を整備している。また、住民基本台帳に記載された事項については、住民に関する市町村事務の処理の基礎として利用している。 具体的には、 ①転入、転出、出生、死亡等の届出等に基づき、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、個人番号などを住民票に記載 ②出生等により新たに付番された住民票コードや個人番号の本人への通知 ③住民票の写し、記載事項証明書などの各種証明書の交付 ④住民票の記載等のための市町村長間の通知(住基ネット) ⑤住民票の記載事項を宛名システムを介して庁内連携し、住民に関する市町村事務の処理の基礎として利用					
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム(CS部分)、宛名管理システム、 団体内統合宛名(連携)システム、中間サーバー					

#### 2. 特定個人情報ファイル名

住民基本台帳特定個人情報ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) 法令上の根拠 ・第8条(住民票の記載等) ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(主) 実施する</li><li>(主) 実施しない</li><li>(3) 未定</li></ul>
	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、
②法令上の根拠	53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)  「別表第二における情報照会の根拠」
	L別表第一における情報照去の依拠」 なし

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民課
	課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	小矢部市総務課				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
	〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号 電話番号:0766-67-1760 ファックス番号:0766-68-2171				

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類		
[    基礎	項目評価	書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関につ	ついては、それぞれ፤	重点項目評	評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・2	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査				
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・唇	発			
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	中川 敦子	柴田 純一	事後	
	Ⅱしきい値判断項目	平成27年3月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年4月1日	平成30年4月1日 <b>II しきい値判断項目</b> 平成29年4月1日 平		平成30年4月1日	事後	
令和1年6月28日 ち. 評価実施機関における担 当部署 柴田 純一		柴田 純一	課長	事後	
	Ⅱしきい値判断項目	平成29年4月1日	2019/4/1	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目	平成30年4月1日	2019/4/1	事後	
令和3年3月1日	Ⅱしきい値判断項目	2019/4/1 2021/3/1		事後	
令和4年3月10日	4 ②法令上の根拠	制限) 及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 4 0, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 9 4, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108,	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 4 0, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 9 4, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) [別表第二における情報照会の根拠] なし	事後	
令和4年3月10日	Ⅱしきい値判断項目	2021/3/1	2022/3/1	事後	